

第2章 田辺市の景観特性と景観計画区域の指定

2-1 田辺市景観計画区域の指定

1. 景観計画区域

美しく風格のある田辺市の形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図っていくため、市全域を本市の景観計画の対象区域(景観計画区域)とし、良好な景観の形成を促進するための施策を総合的かつ広域的に講ずるものとします。

図 景観計画区域

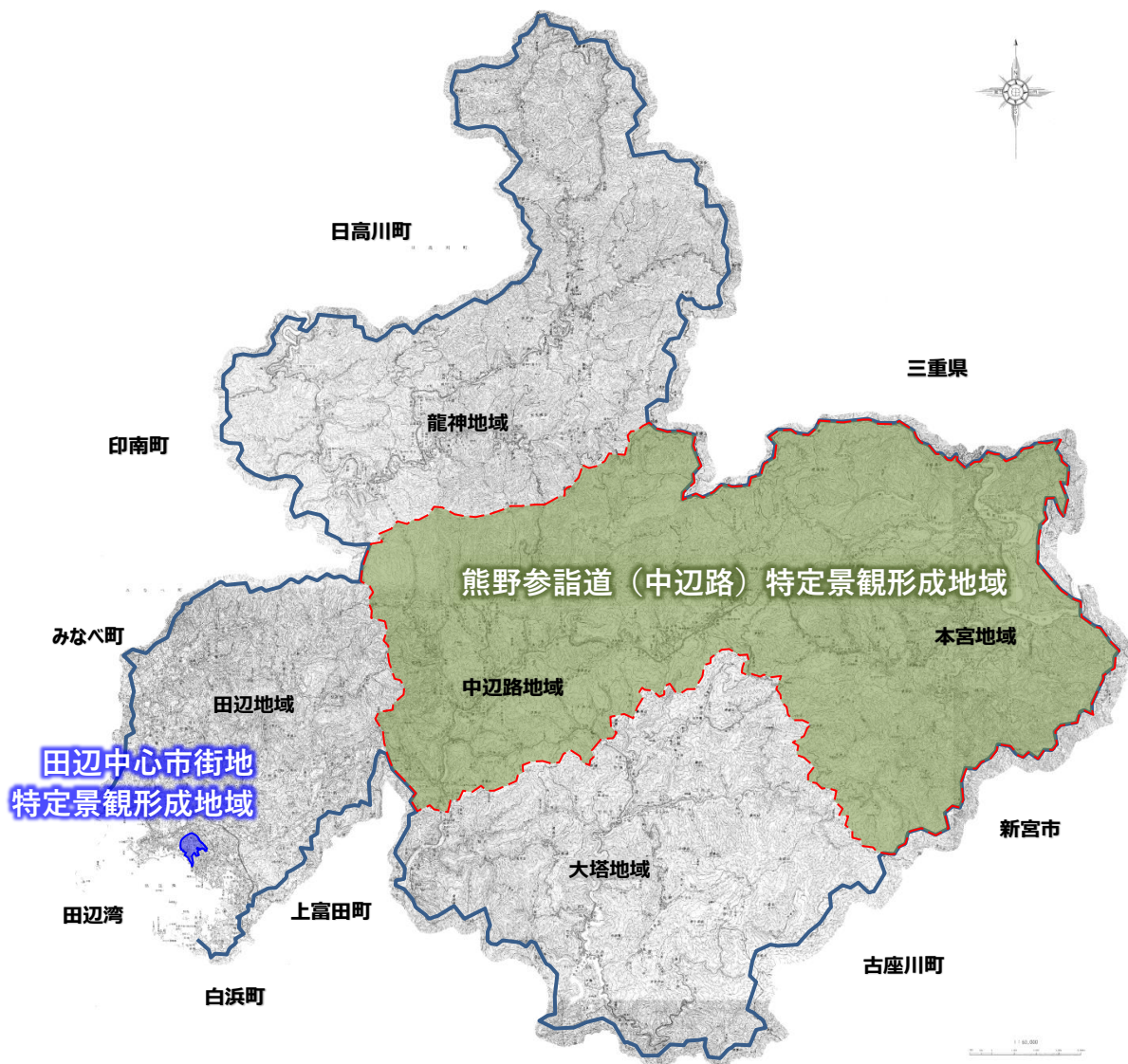


2. 特定景観形成地域

田辺市では、田辺市景観条例において、景観計画区域のうち、良好な景観を形成する上で特に重要であると認められる地域を特定景観形成地域として位置づけ、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図っていきます。

特定景観形成地域は、以下の指定条件に基づき順次指定していくものとし、本改定においては、和歌山県景観計画で既に指定されている熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域に加え、田辺市の中心市街地地域を新たに指定します。

- 山地や森林、河川（流域）、海岸など、骨格となる自然景観を有する地域
- 古道・街道沿いの街なみが残る地域や歴史的な建造物が残る地域など、多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を有する地域
- 多数の人の目に触れる駅前や中心市街地のほか、幹線道路や鉄道といった主要な交通施設及びその沿道・沿線で、きめ細かな景観形成が必要と認められる地域
- その他良好な景観を形成する上で特に重要と認められる地域



(1) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域【継続】

雄大な自然に囲まれた熊野参詣道（中辺路）及びその周辺地域では、古くから自然信仰に根差した精神文化を育み、人々の暮らしとともに歴史が積み重ねられてきました。そして、世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』として登録されたことによって、広く内外に知れ渡り、多くの来訪者の目に触れることとなり、本市を代表する景観の一つとして、その価値が高まっています。

これらの地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保全するとともに、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図っていくため、古道からの可視領域を基本とする区域を「熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域」として指定します。

また、世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』を構成する登録遺産の保護のため、その遺産の周囲に利用制限を行う区域（バッファゾーン）を設定するほか、アクセスルートとなる国道 311 号と国道 168 号についても、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう、道路境界から 200m の区域（国道 311 号等沿道区域）を区分し、周囲との景観の調和を図っていくこととします。

図 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域



(2) 田辺中心市街地特定景観形成地域【追加】

左会津川左岸一帯のＪＲ紀伊田辺駅前から海岸部にかけて広がるエリアでは、田辺城の城下町を基礎とした古い町割りと歴史的な風致が残ると同時に、県南部における暮らしや都市活動の拠点としての市街地の形成が進んでいます。

ＪＲ紀伊田辺駅は旧城下町の外側に位置し、同駅が開業した際に、旧城下町から駅周辺へと市街地が拡大しており、その後、古い家屋を残しつつ、建築物の改築・改修や用途転換等が進み、現在は新旧が混在した街並みを形成しています。また、扇ヶ浜などの海岸部に身近な自然を感じることができます。



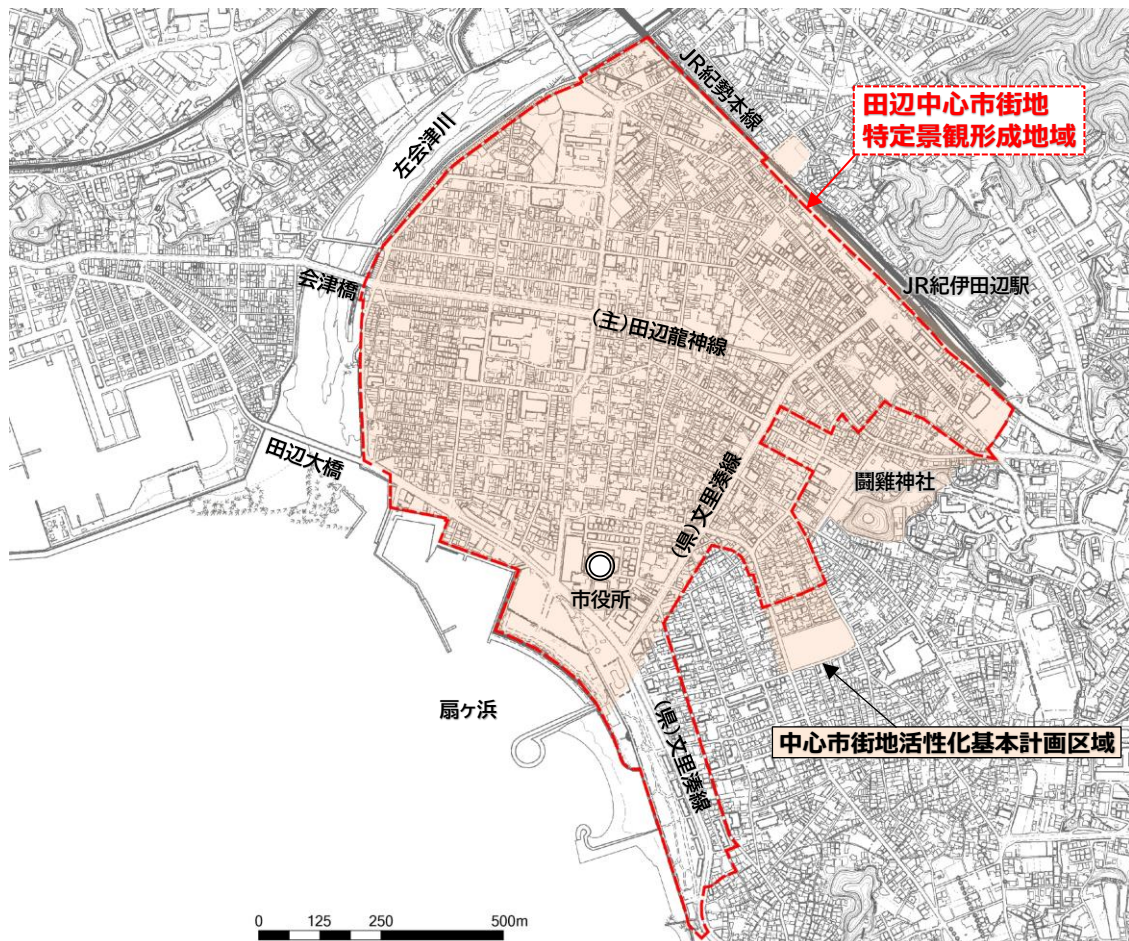
したがって、周辺市街地の都市景観や扇ヶ浜などの海岸部の風景との調和を図りつつ、歴史的、文化的価値のある地域特性の保全・活用と、中心市街地としての土地利用や都市機能立地の更新が両立した適切な景観の形成を図っていくことが重要となります。

したがって、周辺市街地の都市景観や扇ヶ浜などの海岸部の風景との調和を図りつつ、歴史的、文化的価値のある地域特性の保全・活用と、中心市街地としての土地利用や都市機能立地の更新が両立した適切な景観の形成を図っていくことが重要となります。

このため、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき策定した「田辺市中心市街地活性化基本計画（平成 21 年 3 月 27 日策定）」における中心市街地の区域（闘雞神社及び闘雞神社景観保全地区の区域を除く）を基本に、「田辺中心市街地特定景観形成地域」として指定します。



図 田辺中心市街地特定景観形成地域



田辺中心市街地特定景観形成地域については、多様な景観的特徴が混在していることから、拠点・都市軸・土地利用区分といった市街地構造や、市街地の形成時期、景観資源の分布（立地）等の歴史的背景を踏まえ、市街地景観の構成要素として3つのゾーンに区分します。

i) 近代的街並み修景ゾーン

田辺市の中心市街地では、紀南地域の拠点に相応しい都市機能の立地・集積、都市活動機会の創出に向け、ＪＲ紀伊田辺駅前を起点とし東西及び南北に貫く幹線道路の整備に合わせ、市街地の更新が進んでいます。一部の沿道区間では地区計画のルール（地区整備計画）や街並みデザインガイドラインによって形態・意匠に一定の統一感が確保されており、中高層の建築物を含む近代的な街並みが形成されつつあります。

そこで、この幹線道路沿道を都市景観形成の骨格軸として位置づけ、その沿道において近代的な街並みの形成を目指す景観ゾーンとして区分します。



海蔵寺地区



(主)紀伊田辺停車場線



ＪＲ紀伊田辺駅前



銀座地区



アオイ地区〔湊交差点付近〕



(主)田辺白浜線沿道



銀座地区



(県)文里湊線沿道



(県)文里湊線沿道

ii) 歴史的街並み修景ゾーン

左会津川河口付近から左岸に広がる市街地の街並みは、江戸時代初期に田辺城が左会津川の河口付近に移った頃から、時代とともに変化し重層的に形成されてきました。現在の市街地は、旧城下町の構造を基礎としており、左会津川河口付近にあった城中（現在は水門跡のみが残る）を中心に配置されていた旧武家屋敷町の町割りが残っています。また、旧会津橋から東に延びる熊野参詣道の沿道周辺には町人町が広がっており、浄行寺や海蔵寺などの社寺が点在しています。

一方、左会津川河口から南東の三壺崎にかけての海岸部では、砂浜が約 700m にわたって弧状に広がっており、その一部には延長約 500m の松林が続いています。海岸沿いを走る市道元町江川文里港線と県道文里湊線沿いには官公庁施設や文化施設が立地するほかは、低層の街並みが続いています。将来的には文里湾横断道路の整備によって街並みが大きく変化する可能性を有しています。

そこで、近代的な都市景観形成が進む幹線道路沿道やＪＲ紀伊田辺駅前周辺の市街地等を除いた区域については、扇ヶ浜の松林を含む旧城下町の歴史的な要素を取り入れた街並みの形成を目指す景観ゾーンとして区分します。



町人町エリア【福路町】



町人町エリア【栄町】



町人町エリア【海蔵寺】



武家屋敷エリア【上屋敷町】



武家屋敷エリア【上屋敷町】



武家屋敷エリア【中屋敷町】



武家屋敷エリア【上屋敷町】



武家屋敷エリア【中屋敷町】



武家屋敷エリア【中屋敷町】



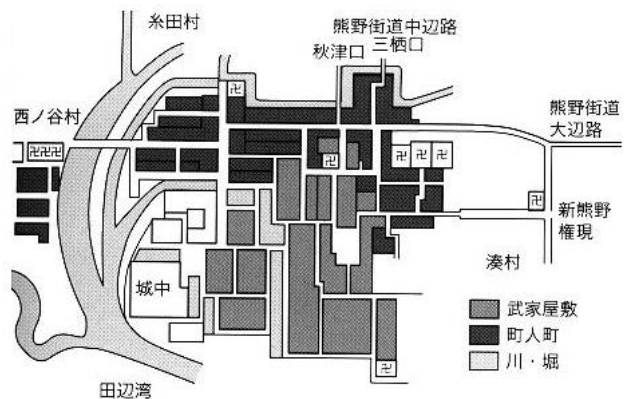
扇ヶ浜から市街地方向を臨む



(県)文里湊線【扇ヶ浜沿い】

旧城下町は城中を中心に武家屋敷、町人町の順に配置され、概ね会津橋に至る東西の筋で区分されます。

また、城下町の名残りのある町割りとなっており、その街区は形状や規模に統一性はなく、旧武家屋敷の広い敷地が点在する一方で、細い街路に建物が密集した街並みが混在しています。



出典：田辺市『商工業・観光の概要2002』

iii) 界隈的賑わい修景ゾーン

J R 紀伊田辺駅前の南側に通りから一步裏に入ると、3.5ha 程の狭いエリアに居酒屋や割烹、スナックなどが密集する紀南地域最大の飲食街が広がっています。道幅の狭い路地が張り巡り、3 階建て以下を中心とした低層の店舗が密集し、建物の壁面には路地に向かって突出看板や袖看板が取り付けられ、昭和の雰囲気が残る視覚情報の多い街並みが形成されています。

そこで、この味光路と隣接する駅前新通り商店街、湊本通り商店街の一部を含む裏路地の界隈については、現在の独特の雰囲気を中心市街地の構成要素として残し、賑わいのある街並みの形成を目指す景観ゾーンとして区分します。



味光路



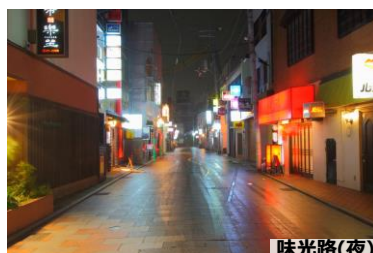
味光路



駅前新通り



味光路(夜)

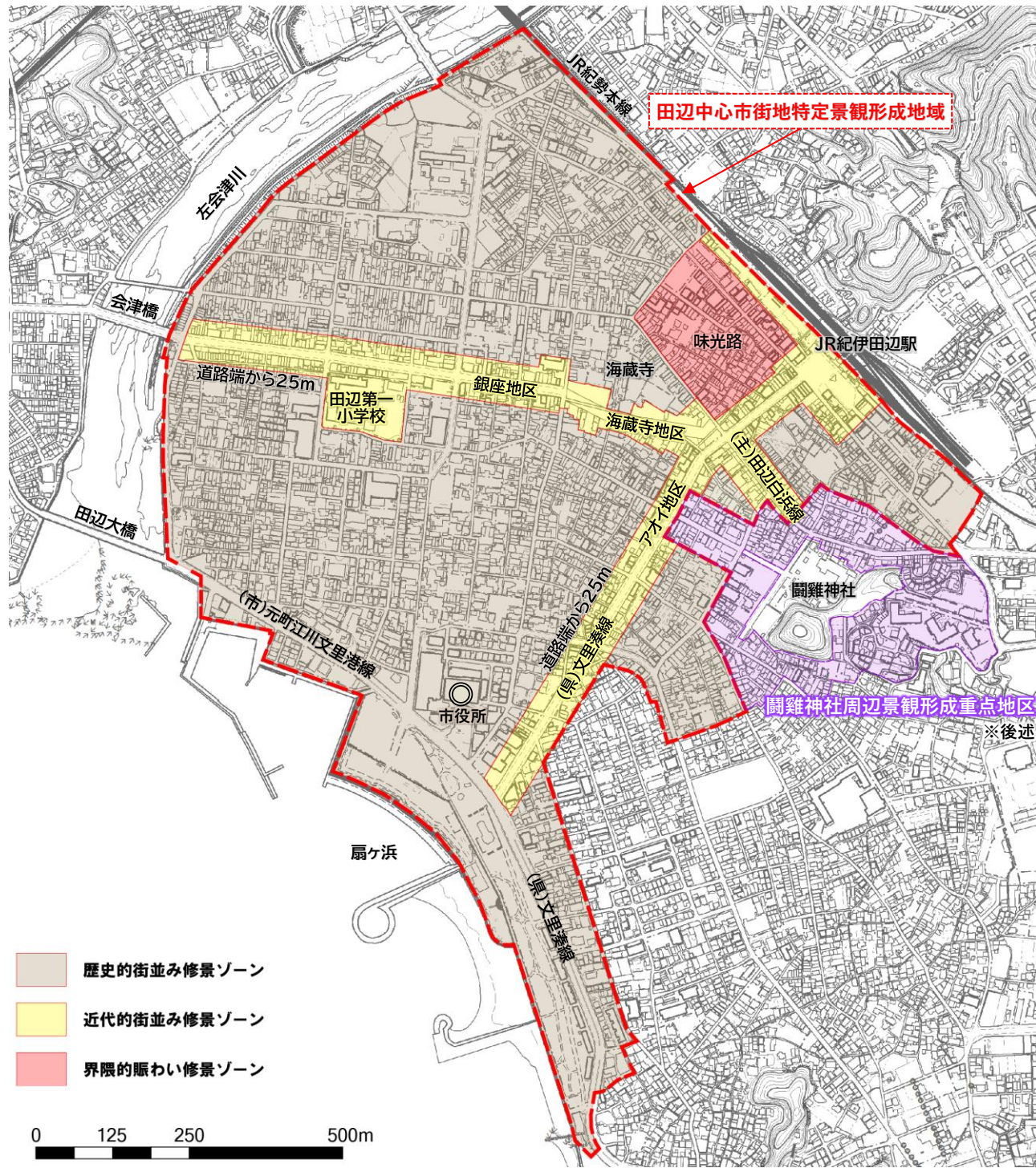


味光路(夜)



駅前新通り(夜)

図 田辺中心市街地特定景観形成地域ゾーニング図



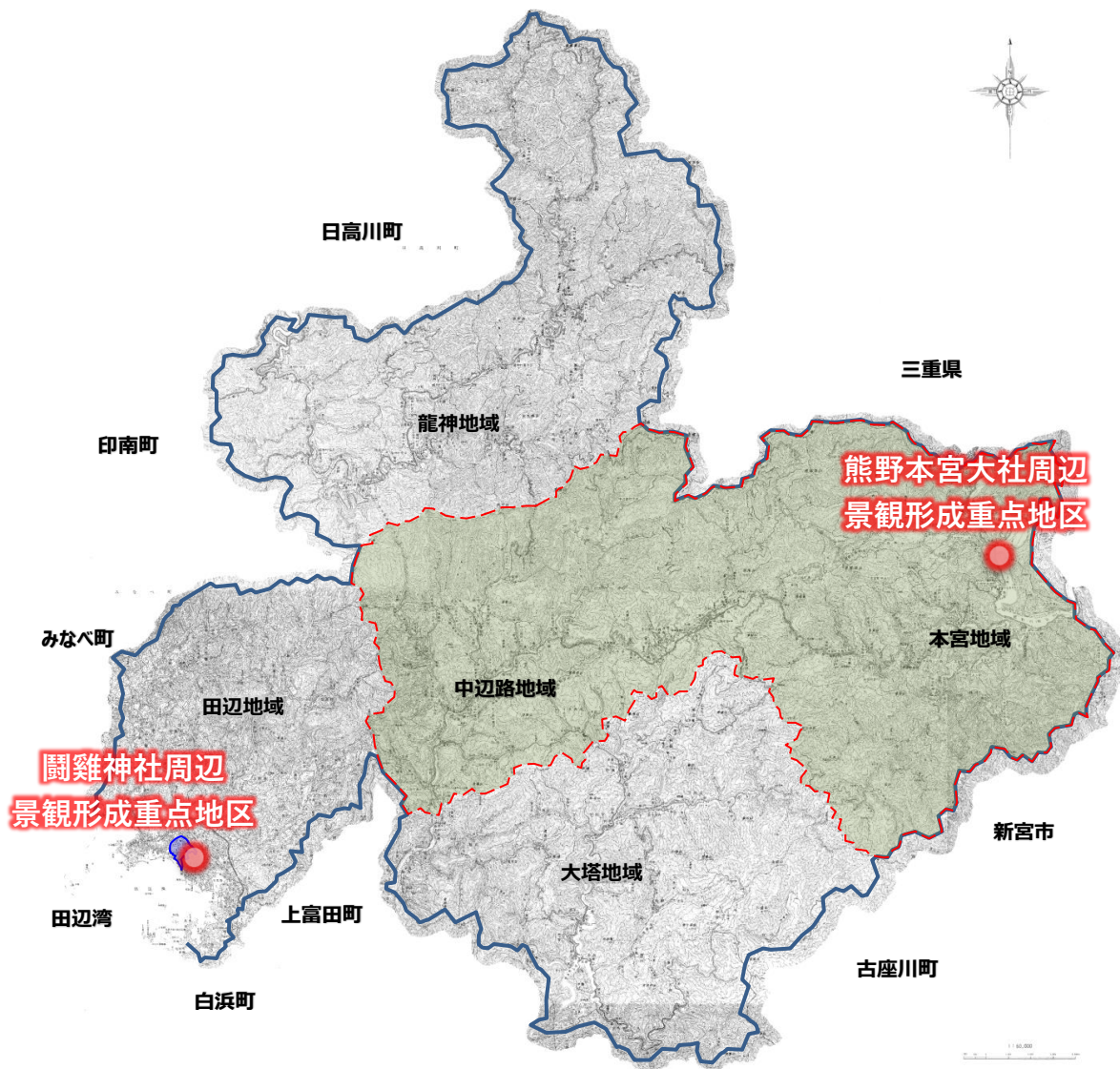
3. 景観形成重点地区【新規】

景観計画区域のうち、特に歴史的・文化的価値の保全に景観形成が重要であると認められる地域や、本市の象徴的な景観を形成する地区、また、開発等によって自然景観や風致に大きな影響を及ぼす恐れのある地区などは、より重点的に景観形成に取り組む必要があります。

田辺市では、田辺市景観条例において、これらの地区を地区住民等の合意の下に景観形成重点地区として位置づけ、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るものとします。

本改定においては、田辺市歴史文化的景観保全条例に規定する景観保全地区（または緩衝地帯＝バッファゾーン）のうち、熊野本宮大社の周辺と闘雞神社の周辺に景観形成重点地区に指定します。

図 景観形成重点地区



(1) 熊野本宮大社周辺景観形成重点地区【新規】

田辺市歴史的景観保全条例第4条の規定により景観保全地区に指定された熊野参詣道（中辺路）の緩衝地帯のうち、本宮地域の熊野本宮大社周辺と大斎原（熊野本宮大社旧社地）周辺については、田辺市景観計画において景観形成重点地区に指定し、良好な景観の保全・形成を図っていきます。



図 熊野本宮大社周辺景観形成重点地区



(2) 闘雞神社周辺景観形成重点地区【新規】

平成28年10月に世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』の資産に追加登録された闘雞神社は、JR紀伊田辺駅から直線距離で約400m南に位置しています。田辺市歴史文化的景観保全条例第4条の規定により指定された闘雞神社景観保全地区について、景観法に基づく田辺市景観計画の景観形成重点地区に指定し、良好な景観の保全・形成を図っていきます。



図 闘雞神社周辺景観形成重点地区

